

2050年に向けた「ぐんま5つのゼロ宣言」実現条例の概要

1. 条例制定のねらい

- (1) 2050年に向けた「ぐんま5つのゼロ宣言」を条例に位置付けることで、本県行政の方向性を示すとともに、施策の継続性・予見可能性を高めて、取組を加速させます。
- (2) 脱炭素社会の実現に向け、追加電源の確保、災害時の電力供給、企業のグローバルサプライチェーンでの生き残りを目的に、再生可能エネルギーの導入促進を重点施策として位置付けて推進します。
- (3) 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）、気候変動適応法（平成30年法律第50号）、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律第60号）、食品ロスの削減の推進に関する法律（令和元年法律第19号）など、関係法令に基づく規定を設け全庁体制で施策を推進します。

2. 条例の主な内容

- (1) 再生可能エネルギー導入促進策
 - ①一定規模以上の建築物の新築、増改築をしようとする者に、再生可能エネルギー設備の設置を義務付けます。
併せて、再生可能エネルギー設備導入計画の提出・報告を義務付け、その内容を知事が公表します。
 - ②一定量以上の温室効果ガスを排出する特定排出事業者には、再生可能エネルギー導入計画の提出・報告を義務付け、その内容を知事が公表します。
 - ③一定規模以上の建築物の設計者に、建築主に対する再生可能エネルギー設備導入の説明を義務付けます。
- (2) 温室効果ガス排出の量の削減策
一定規模以上の建築物の新築、増改築をしようとする者に、温室効果ガス排出削減計画等の提出・報告を義務付け、その内容を知事が公表します。
- (3) 群馬県地球温暖化防止条例における義務規定・努力規定の承継及び同条例の廃止
群馬県地球温暖化防止条例における温室効果ガス排出削減計画等の提出・報告・公表制度等の規定を引き継ぎます。
また、本条例の制定に伴い、現行の群馬県地球温暖化防止条例を廃止します。

3. 施行日

- (1) 原則として、公布日施行。
- (2) 新たな義務規定は、周知期間（6月）経過後に施行（令和4年10月1日施行）。
ただし、現行の群馬県地球温暖化防止条例において提出義務のある計画等と同時に提出することを義務付ける計画等については、公布日施行。
- (3) 再生可能エネルギー設備の導入に係る義務規定は、周知期間（1年）経過後に施行（令和5年4月1日施行）。

2050年に向けた「ぐんま5つのゼロ宣言」実現条例の概要

条例の構成

- 前文
- 第1章 総則
- 第2章 自然災害による死者ゼロ
 - 第1節 気候変動への適応
 - 第2節 災害レジリエンスの強化
- 第3章 温室効果ガス排出量ゼロ及び災害時の停電ゼロ
 - 第1節 温室効果ガスの排出の量の削減
 - 第1款 県による地球温暖化対策
 - 第2款 事業活動における地球温暖化対策
 - 第3款 建築物における地球温暖化対策
 - 第4款 自動車の使用等に関する地球温暖化対策
 - 第5款 電気機器等に関する地球温暖化対策
 - 第6款 森林整備等による地球温暖化対策
 - 第7款 農業に関する地球温暖化対策
 - 第8款 特定冷媒用フロン¹の適切な管理、処理等
 - 第2節 再生可能エネルギーの導入促進
 - 第1款 再生可能エネルギー導入促進対策
 - 第2款 建築物における導入促進対策
 - 第3款 特定排出事業者に関する導入促進対策
- 第4章 プラスチックごみゼロ
 - 第1節 プラスチックごみの排出抑制
 - 第2節 プラスチック資源循環の推進
- 第5章 食品ロスゼロ
 - 第1節 食品ロスの削減
 - 第2節 未利用食品等を提供するための活動の支援
- 第6章 雑則
- 附則

【凡例】

- ・ **黒字**部分は、群馬県地球温暖化防止条例から承継する事項
- ・ **赤字**部分は、新たに制定する事項

前文

条例制定の背景を示すとともに、2050年に向けた「ぐんま5つのゼロ宣言」を実現するため、本条例を制定する。

第1章 総則

(1) 目的

脱炭素社会の実現、気候変動適応及び循環型社会の形成に関し、基本理念を定め、県、事業者、県民等の責務を明らかにするとともに、気候変動対策及び循環型社会の形成に係る施策（以下「気候変動対策等」という。）に関し必要な事項を定めることにより、災害に強く、持続可能な社会を構築するとともに、県民の幸福度を向上させることを目的とする。

(2) 定義

「地球温暖化」、「地球温暖化対策」、「気候変動」、「気候変動適応」、「気候変動対策」、「災害レジリエンス」、「再生可能エネルギー」、「再生可能エネルギーの導入等」、「プラスチックごみ」、「食品ロスの削減」等の定義を定める。

(3) 基本理念

気候変動対策等は、本県における2050年までの災害に強く、持続可能な社会の実現のため、県、市町村、事業者、県民及び民間団体の密接な連携の下に行われなければならない。

(4) 責務

2050年に向けた「ぐんま5つのゼロ宣言」を実現するため、県、事業者、県民の責務等を定める。

第2章 自然災害による死者ゼロ

第1節 気候変動への適応

気候変動適応に関する施策の推進

県は、事業者及び県民と協力し、気候変動適応に関する施策を推進する。
知事は、気候変動適応に関する施策の総合的かつ計画的な実施のため、気候変動適応計画を定め、公表する。
県は、気候変動適応に関する施策を推進するため、群馬県気候変動適応センターを設置し、運営する。

第2節 災害レジリエンスの強化

県民を守る県土の強靱化及び地域防災力の向上

災害レジリエンスの強化は、県土の強靱化に向けた防災・減災対策を推進するとともに、「自助」「共助」「公助」を基本として実施する。
県は、市町村及び防災関係機関と連携し、防災及び減災対策を総合的に推進する。
県は、県民の防災意識の高揚及び地域防災力の向上に努める。
事業者は、災害時でも事業継続できる体制整備に努めるとともに、自ら防災・減災対策を実施する。
県民は、災害に備える意識を高め、自ら防災・減災対策を実施するよう努めなければならない。

第3章 温室効果ガス排出量ゼロ及び災害時の停電ゼロ

第1節 温室効果ガスの排出の量の削減

第1款 県による地球温暖化対策

(1) 地球温暖化対策実行計画の策定

知事は、地球温暖化対策の総合的かつ計画的な実施のため、「地球温暖化対策実行計画」を定め、公表する。

(2) 県の率先実行

県は、その事務及び事業に関し、地球温暖化対策に関する取組を率先して実施する。

(3) 群馬県地球温暖化防止活動センター等に対する支援

県は、群馬県地球温暖化防止活動推進センター等が行う地球温暖化対策に関する取組について、必要な支援を行う。

第2款 事業活動における地球温暖化対策

(1) 温室効果ガス排出量削減計画

一定量以上の温室効果ガスを排出する特定排出事業者は、毎年度、知事に温室効果ガス排出量削減計画を提出し、実施報告をしなければならない。知事は、削減計画等の内容を公表する。

(2) 環境マネジメントシステムの導入

事業者は、地球温暖化対策を自主的・継続的に推進するため、環境マネジメントシステムの導入に努めなければならない。

(3) 施設及び設備のエネルギー消費効率の改善

事業者は、施設又は設備の導入・使用に当たっては、より温室効果ガスの排出の量が少ないものを選択するよう努めなければならない。

第3款 建築物における地球温暖化対策

(1) 建築物に係る温室効果ガスの排出の量の削減等

建築物の新築、増改築をしようとする者は、建築物に係る省エネルギー対策及び再生可能エネルギーの導入等により、温室効果ガスの排出の量の削減に努めなければならない。

(2) 特定建築物排出量削減計画

一定規模以上の建築物の新築、増改築をしようとする者は、知事に温室効果ガス排出量削減計画を提出し、実施報告をしなければならない。知事は、削減計画等の内容を公表する。

第4款 自動車の使用等に関する地球温暖化対策

(1) 公共交通機関及び自転車の利用

事業者又は県民は、公共交通機関・自転車の利用等により、温室効果ガスの排出の量の削減に努めなければならない。

(2) 公共交通機関及び自転車の利用環境の向上

県及び公共交通機関を運営する事業者は、市町村等と協力して、公共交通機関の利用環境の向上に配慮するものとする。

多数の者が使用し、又は利用する施設又は事業所を設置する者は、駐輪場の整備に努め、自転車の利用環境の向上に配慮するものとする。

(3) 電動車等の購入、使用等

自動車を購入し、又は使用する者は、電動車その他の温室効果ガスを排出しない、又は温室効果ガスの排出の量が少ない自動車を優先的に選択するよう努めなければならない。

相当程度の集客が見込まれる駐車場を設置する者は、当該駐車場に電動車のための充電設備を整備し、及び電動車を優先的に駐車するための区画を設置するよう努めなければならない。

県は、国と連携協力して電動車等の普及に関する施策の推進を図るとともに、電動車のための充電設備の整備その他の電動車等の普及のための環境の整備に努めるものとする。

自動車を使用する者は、エコドライブ及び車両整備に努めなければならない。

(4) 新車販売事業者の購入者に対する説明

新車販売事業者は、自動車環境性能を掲示し、新車を購入しようとする者に対し、説明しなければならない。

(5) 自動車のアイドリングストップ

自動車を使用する者は、アイドリングストップを行うよう努めなければならない。

一定規模以上の駐車場の設置管理者は、駐車場利用者に対し、アイドリングストップを行うよう周知しなければならない。

(6) 自動車環境計画

一定台数以上の自動車を保有する者（温室効果ガス排出量削減計画を提出しなければならない者を除く。）は、毎年度、自動車環境計画の提出及び実施報告をしなければならない。知事は、自動車環境計画等の内容を公表する。

(7) 自動車通勤環境配慮計画

一定数以上の従業員を常時雇用する事業者は、毎年度、知事に自動車通勤環境配慮計画を提出し、実施報告をしなければならない。知事は、自動車環境配慮計画等の内容を公表する。

第5款 電気機器等に関する地球温暖化対策

(1) 温室効果ガスの排出の量の少ない電気機器等の購入及び使用等

電気機器等を購入又は使用する者は、温室効果ガスの排出の量の少ない電気機器等の優先的な選択に努めなければならない。

(2) 特定電気機器等販売事業者の購入者に対する説明等

一定規模以上の店舗を有する特定電気機器等販売事業者は、省エネルギー性能を表示し、特定電気機器等の購入者に対し、説明しなければならない。

第6款 森林整備等による地球温暖化対策

(1) 森林の整備、保全等

県は、市町村と協力して、森林の整備及び保全に必要な措置を講ずるものとする。

県は、温室効果ガスの吸収機能及び木材の利用の重要性について、事業者及び県民の理解を深めるため、必要な措置を講ずるものとする。

森林所有者、事業者、県民等は、協力して森林の整備及び保全の推進に努めなければならない。

(2) 県産木材の利用

事業者及び県民は、県産木材を積極的に利用するよう努めなければならない。

第7款 農業に関する地球温暖化対策

(1) 農産物の地産地消

事業者及び県民は、県内産の農産物を積極的に消費するよう努めなければならない。

(2) 農業従事者に対する措置

県は、農業従事者に対し、温室効果ガスの排出の量の少ない農業の推進について情報提供その他の必要な措置を行う。

第8款 特定冷媒用フロンの適切な管理、処理等

特定冷媒用フロン使用機器を所有する者は、使用によるそのフロンの放出等の防止に努めなければならない。

特定冷媒用フロン使用機器を廃棄しようとする者は、特定冷媒用フロンを適切に処理し、又はその廃棄を適切に処理できる事業者に依頼しなければならない。

第2節 再生可能エネルギーの導入促進

第1款 再生可能エネルギー導入促進対策

(1) 地域と調和した再生可能エネルギー設備の導入促進

建築物を新築、増改築しようとする者は、再生可能エネルギー設備を導入するよう努めなければならない。
再生可能エネルギー設備を設置しようとする者は、関係法令等を遵守するとともに、周辺環境その他の状況に配慮し、地域との調和に努めなければならない。

(2) 再生可能エネルギーの利用等

県は、再生可能エネルギーの利用に関する情報の提供その他の必要な措置を講ずる。
県は、国と連携協力して、再生可能エネルギーの導入等に関する施策の推進を図るとともに、国に対して事業者及び県民が再生可能エネルギーを安全かつ安定的に利用できる環境の整備に関し、必要な措置を講ずるよう積極的に求めるものとする。
事業者及び県民は、事業活動又は日常生活において再生可能エネルギーの利用に配慮するよう努めなければならない。

(3) 関連産業の育成等

県は、事業者及び大学その他の研究機関と連携して、再生可能エネルギー等関連産業の育成及び振興に関する施策を実施するものとする。

第2款 建築物における導入促進対策

(1) 特定建築物への再生可能エネルギー設備の導入等

一定規模以上の建築物を新築、増改築しようとする者は、再生可能エネルギー設備の導入をしなければならない。

(2) 特定建築物再生可能エネルギー設備等導入計画

一定規模以上の建築物の新築、増改築をしようとする者は、知事に再生可能エネルギー設備等導入計画を提出し、実施報告をしなければならない。知事は、設備等導入計画等の内容を公表する。

(3) 設計者による再生可能エネルギー設備等の導入に係る説明

一定規模以上の建築物の設計者は、設計を委託した建築主に対し、再生可能エネルギー設備等の導入について説明しなければならない。

(4) 多数の者が使用し、又は利用する施設への再生可能エネルギー設備等の導入

多数の者が使用し、又は利用する施設の設置者は、当該施設への再生可能エネルギー設備等の導入に努めなければならない。

(5) 適用除外

上記(1)～(3)の規定は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第18条各号に該当する建築物(畜舎、常温倉庫、仮設建築物など)には、適用しない。

第3款 特定排出事業者に関する導入促進対策

再生可能エネルギー導入計画

一定量以上の温室効果ガスを排出する特定排出事業者は、知事に毎年度、再生可能エネルギー導入計画を提出し、実施報告をしなければならない。知事は、導入計画等の内容を公表する。

第4章 プラスチックごみゼロ

第1節 プラスチックごみの排出抑制

事業者は、プラスチックごみを分別して排出するとともに、その再資源化等を行うよう努めなければならない。

消費者は、所在する市町村が定める分別の基準に従い、プラスチックごみを分別して排出するよう努めなければならない。

第2節 プラスチック資源循環の推進

(1) プラスチック資源循環の推進

県は、プラスチックの生産から流通、消費、廃棄、再資源化に至るまでの資源循環の構築を図り、環境中にプラスチックごみが排出されないように努めるものとする。

事業者及び消費者は、県及び市町村が実施するプラスチック資源循環の促進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(2) 関連産業の育成及び振興

県は、使い捨てのプラスチック製品の使用の抑制、プラスチック代替素材への転換の促進その他の循環型社会の形成に関連する産業の育成及び振興に関する施策を実施するものとする。

第5章 食品ロスゼロ

第1節 食品ロスの削減

(1) 食品ロス削減の推進

県は、食品ロスの削減を総合的かつ効果的に推進するため、広くもったいないの心の醸成を図りつつ、国、市町村、事業者、消費者等関係者と連携を図りつつ、地域の特性に応じた施策を実施するものとする。

県は、消費者、事業者が食品ロスの削減について、理解と関心を深めるとともに、取組を促進するよう啓発、知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

(2) 食品ロス削減推進計画

知事は、県内における食品ロス削減推進計画を定めるものとする。

知事は、毎年度、食品ロス削減計画に基づく措置及び施策の実施状況を公表するものとする。

(3) 事業者、消費者の役割

事業者は、県又は市町村が実施する食品ロスの削減に関する施策に協力するよう努めるとともに、食品ロスの必要性について理解を深め、積極的に取り組むように努めなければならない。

消費者は、食品ロスの削減の重要性についての理解と関心を深めるとともに、食品の購入又は調理の方法を改善すること等により、食品ロスの削減について自主的に取り組むように努めなければならない。

第2節 未利用食品等を提供するための活動の支援

県は、食品関連事業者その他の者から未利用食品等まだ食べることができる食品の提供を受け、必要な食品を十分に入手することができない者に提供する活動が円滑に行われるよう、関係者相互の連携強化を図るために必要な施策を講ずるものとする。

第6章 雑 則

(1) 環境教育及び環境学習の推進

県は、市町村、教育機関、民間団体等と連携し、環境教育及び環境学習の推進を図り、啓発及び広報活動を行う。

事業者は、従業員に対し、気候変動対策等の理解及び気候変動対策等に関する取組を促すため、情報の提供等に努めなければならない。

(2) エシカル消費の推進

県は、事業者及び県民に対し、エシカル消費を普及啓発するとともに、率先して実行する。
事業者及び県民は、エシカル消費の実践に努めなければならない。

(3) その他

- ① 知事は、ぐんま5つのゼロ宣言の実現に積極的に取り組む事業者、県民及び民間団体を顕彰する。
- ② 知事は、事業者、県民等に対し、必要な指導及び助言を行うことができる。
- ③ 知事は、条例の施行に必要な限度において、報告若しくは資料の提出を求め、その職員に、事業所等に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を調査させることができる。
- ④ 知事は、要件に該当する者に対し、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。
- ⑤ 知事は、勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。
- ⑥ この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- ① 原則として、公布日から施行する。
新たな義務規定のうち、計画・報告・公表制度は、周知期間として6月間を設けた後に施行する（令和4年10月1日施行）。
ただし、旧条例において提出義務のある計画等と同時に提出することを義務付ける計画等については、公布日施行とする。
再生可能エネルギー設備の導入に係る義務規定は、周知期間として1年間を設けた後に施行する（令和5年4月1日施行）。
- ② 再生可能エネルギー設備の導入計画の義務規定は、令和4年度以後の年度分の計画について適用する。
再生可能エネルギー設備の導入に係る義務規定は、令和5年4月1日前に建築確認申請書が提出された場合は適用しない。
- ③ 群馬県地球温暖化防止条例を廃止する。
- ④ 廃止前の群馬県地球温暖化防止条例の規定により定めた地球温暖化対策実行計画は、本条例で定める地球温暖化実行計画とみなす。
群馬県地球温暖化防止条例の規定により提出された計画に係る実施の状況の報告は、本条例の規定により提出されたものとみなす。
本条例の施行前に、廃止前の群馬県地球温暖化防止条例に規定にする立入調査に係る報告及び調査、勧告並びに公表については、なお従前の例による。
- ⑤ 条例施行後3年を目途として、規定に検討を加え、必要があると認めるときは、必要な措置を講じる。